

宇和島市水道メーター検針票広告掲載取扱要領

平成29年2月1日
宇和島市水道局告示第5号

(趣旨)

第1条 この要領は、宇和島市水道メーター検針票（以下「検針票」という。）に掲載する広告の取扱いについて、宇和島市有料広告取扱要綱（平成18年要綱第71号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の基準)

第2条 検針票に掲載する広告は、宇和島市有料広告掲載基準に適合するものでなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載の対象としない。

- (1) 要綱第3条各号に掲げるもの
- (2) 宇和島市水道局（以下「局」という。）の所管事業と競合するもの
- (3) ボトルウォーター類販売業に関するもの
- (4) 净水処理装置等に関するもの
- (5) 上下水道等工事関連業者又は上下水道関連商品に関する業種。ただし、局の所管事業と関連のない広告を行う業者を除く。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告掲載の対象として適当でないと認めるもの

(広告の規格及び掲載料)

第3条 広告の規格及び掲載料は、別に定める。

(広告掲載期間)

第4条 広告を掲載する期間は、別に定める。

(広告掲載申込者の要件)

第5条 検針票への広告掲載の申込みをすることができる者は、次に掲げる者のうち、申込時において納期限が到来した水道料金、下水道使用料等を完納しているものとする。

- (1) 個人、企業の事業者又はこれらの連合体
- (2) 公共的団体その他これに類するもの
- (3) その他市長が適当と認めたもの

(広告掲載の募集方法)

第6条 広告掲載者希望者の募集は、要綱第7条に準ずる。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載希望者は、宇和島市水道メーター検針票広告掲載申込書（様式第1号）に必要書類及び掲載しようとする広告の版下を記録した電子媒体を添えて、市長が指定する期間内に申込みをしなければならない。

2 デザイン費を含む広告の版下の作成に係る費用は、広告掲載希望者の負担とする。

（広告掲載の審査）

第8条 前条の規定による申込みがあったときは、宇和島市水道局有料広告審査委員会設置要綱（平成29年水道局告示第4号）に規定する宇和島市水道局有料広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）において広告掲載の可否を審査するものとする。

（広告掲載の決定）

第9条 市長は、前条の審査の結果に基づき、検針票に広告を掲載できる者（以下「広告主」という。）を決定し、その結果を宇和島市水道メーター検針票広告掲載決定通知書（様式第2号）又は宇和島市水道メーター広告不掲載決定通知書（様式第3号）により申込者に通知する。

2 市長は、第3条に規定する枠数を越える申込みがあったときは、次の順位により広告主を決定するものとする。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するもの
- (2) 民間事業者のうち、市内に事業所等を有するもの
- (3) 前2号に該当しないもの

3 前項の規定によっても広告主を決定することができない場合は、抽選によりこれを決定するものとする。

（広告掲載料の納付）

第10条 広告主は、局が指定する期日までに、局が指定する方法により広告掲載料を一括納付しなければならない。

（広告内容等の修正）

第11条 市長は、広告の内容等が各種法令若しくはこの要領、要綱等に違反し、若しくはそのおそれがあり、又は誤りがあると判断したときは、広告主に対して当該内容等の修正を求めることができる。

（広告掲載の取下げ）

第12条 広告主は、第4条に規定する期間において現に掲載されている広告の掲載取下げはできないものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により広告掲載の取下げを認めた場合は、既に納付済みの広告掲載料は返還しない。

（広告掲載の取消し）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 広告主又は広告内容が適当でないと判明したとき。
- (3) その他市長が広告掲載に支障があると認めたとき。

2 広告掲載を取り消したことにより広告主が損害を受けることがあっても、市はその賠償の責めは負わない。

(広告掲載料の返還)

第14条 前条の規定により広告掲載を取り消した場合は、既に納付済みの広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告掲載を取り消した場合は、この限りでない。

2 前項のただし書きの規定により返還する広告掲載料には、利子は付さない。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、掲載した広告の内容について、一切の責任を負うものとする。

(疑義等の決定)

第16条 この要領に疑義等があるとき又はこの要領に定めのない事項は、別途協議の上定めるものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年2月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年　月　日

宇和島市水道局

宇和島市長様

宇和島市水道メーター検針票広告掲載申込書

宇和島市水道メーター検針票広告掲載取扱要領第7条の規定に基づき、広告掲載を次のとおり申し込みます。

| | |
|---------------------------|---|
| 住 所 又 は 所 在 地 | 〒 |
| (ふりがな) 氏名又は名称 | |
| (ふりがな) 代表者職・氏名 | 印 |
| 業種・事業概要 ※パンフレット等の添付でも可 | |
| 広 告 掲 載 料 | 円(税込) |
| 広告掲載内容(見本) ※別紙でも可 | |
| そ の 他 | <ul style="list-style-type: none">・宇和島市有料広告取扱要綱、宇和島市有料広告掲載基準及び宇和島市水道メーター検針票広告掲載取扱要領の諸規定を遵守し、広告掲載に当たっては宇和島市の指示に従います。・宇和島市水道局が上下水道料金の納入状況調査を行うことについて同意します(市内に事業所、事務所等を有しない場合は、上下水道料金の納入証明書(申込時において納期限が到来した水道料金、下水道使用料等)を提出します。)。 |

※ デザイン費を含む広告の作成に係る費用は、申込者の負担とする。

様式第2号（第9条関係）

宇和島市水道メーター検針票広告掲載決定通知書

年　月　日

様

宇和島市水道局

宇和島市長

印

年　月　日付で申込みのあった広告の掲載については、次のとおり掲載することを決定しましたので通知します。

なお、別途納付書を送付しますので、広告掲載料を納付期限までに一括納付してください。

| | |
|-----------|--|
| 広 告 掲 載 料 | 円（税込） |
| 納 付 期 限 | 年　月　日 |
| 条 件 | 宇和島市有料広告取扱要綱、宇和島市有料広告掲載基準及び宇和島市水道メーター検針票広告掲載取扱要領の諸規定を遵守し、広告掲載に当たっては宇和島市の指示に従うこと。 |

様式第3号（第9条関係）

宇和島市水道メーター検針票広告不掲載決定通知書

年　　月　　日

様

宇和島市水道局

宇和島市長

印

年　　月　　日付で申込みのあった広告の掲載については、掲載しないことに決定しましたので通知します。

| | |
|--------|--|
| 不掲載の理由 | |
|--------|--|